

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和七年五月二十三日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年六月二十一日奈良県指令建第一一二―一八九号

令和六年十一月十一日奈良県指令建第一一二―一八九―一号

令和七年五月九日奈良県指令建第一一二―一八九―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年五月十四日建第一〇五一〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年五月十四日建第六〇二二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡平群町大字椿井四九番二、五二番四、五三番四、五四番二、五四番七、五四番八、五四番九、五四番一〇、五五番一、五五番四、五五番五、五六番一、五六番四、五六番五、五六番六、五八番一、五八番四、五九番一、五九番三、六〇番一、六〇番二、六一番一、六一番二、六五番一、六五番二、六六番一、六六番二、六八番一、六八番二、七〇番一、七一番一、七一番二、七二番一、七二番二、七二番三、七三番一、七三番二、七四番一、七四番二、七七番一、七七番二、七八番一、七八番二、七九番一、七九番二、七九番三、八一番一、八一番二、八一番三、八二番一、八三番二、八四番二、八五番一、八五番二、八五番三、八六番一、八六番二の一部、八六番三、八七番一、八七番三、八八番一の一部、八八番二、八八番三、八九番一、八九番三、八九番四の一部、九二番一、九二番六、九二番七、一〇四番一、一〇四番二、一〇七番一、一〇七番二の一部、一一一番一、一一一番二、一一二番、一一四番、一一五番、一一六番一、一一六番二、一一七番の一部、一一八番一、一一八番二、一一九番一、一一九番二、一二〇番、一二一番、一二二番一、一二二番四、一二二番五、一二二番六、一二三番一、一二四番一、一二五番一の一部、一八八〇番、一八八五番、一八八六番一、一八八六番二、一八八七番の一部及び一八八八番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟市南区清水四五〇一番地一

株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎

福岡市東区多の津一丁目一二番二号

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋亮太

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡平群町大字椿井四九番二、五二番四、五三番四、五四番七、五四番八、五四番九、五四番一〇、五五番四、五五番五、五六番五、五六番六、五八番四、六一番二、六五番二、六六番二、六八番二、七〇番一、七二番三、七四番二、七七番二、七九番三、八一番三、八二番一、八三番二、八四番二、八五番三、八六番三、八七番三、八八番二、八九番三、九二番六、一一五番の一部、一一六番一の一部、一一七番の一部、一二二番四の一部、一二二番五、一二二番六、一二三番一の一部、一八八六番一の一部、一八八六番二、一八八七番の一部及び一八八八番の一部

緑地 生駒郡平群町大字椿井七二番一の一部、七三番一の一部、七四番一、七七番一の一部、七八番一の一部、七九番一の一部、八一番一の一部、八五番一の一部、八六番一の一部、八七番一の一部、八八番一の一部、八八番二の一部、八八番三、八九番一の一部、八九番四の一部及び九二番七

水路 生駒郡平群町大字椿井一〇四番一、一〇七番一、一一二番、一一四番及び一五番の各一部

一 許可番号

令和六年十月九日奈良県指令建第一一四―七三号

令和七年一月二十二日奈良県指令建第一一四―七三一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年五月十六日建第一〇五一―号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡平群町大字下垣内二四番一、二五番三の一部、二六番一、二六番二の一部、二七番、二八番一、二九番一、二九番三、二九番四、三〇番一の一部、三二番一の一部、三三番三、三三番一及び三三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

和歌山県和歌山市田屋一三八番地

株式会社松源 代表取締役 桑原太郎